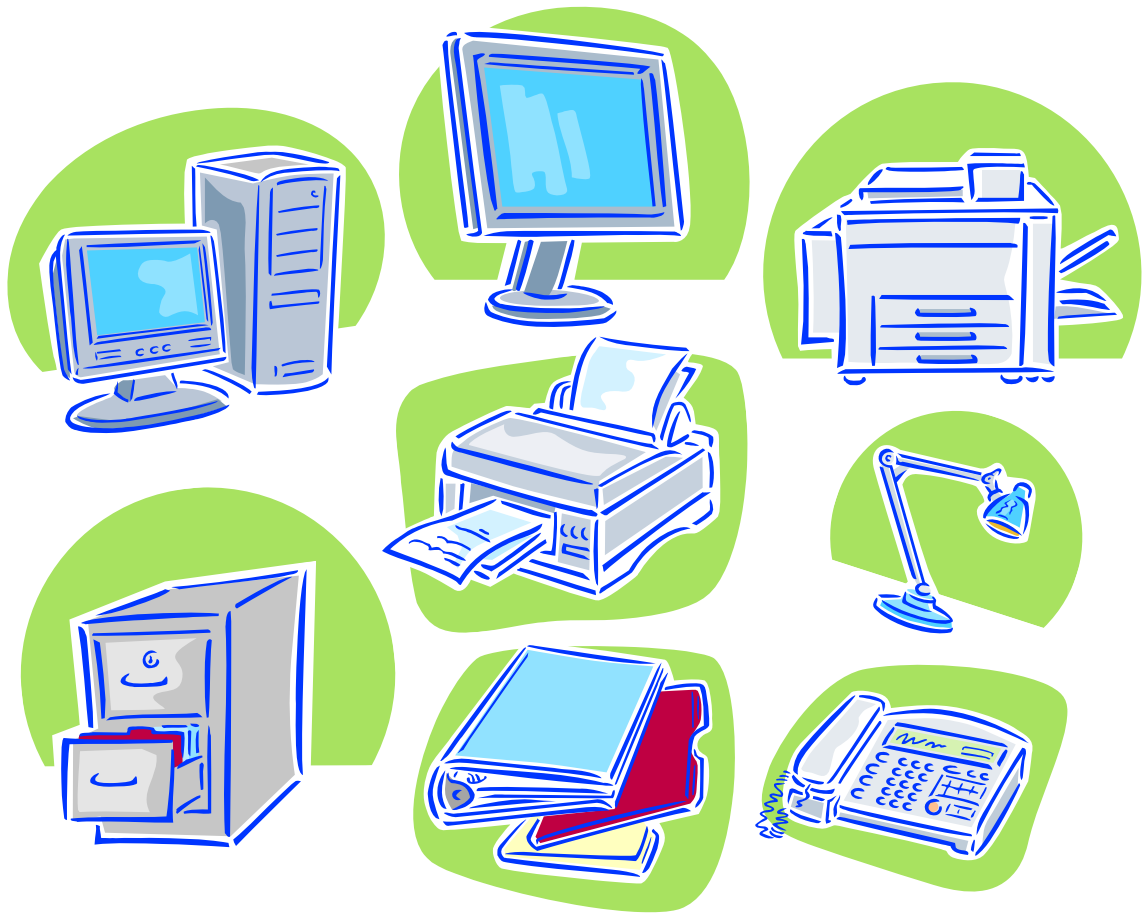


地球温暖化防止 射水市役所実行計画



平成20年3月
射水市

<目 次>

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 地球温暖化問題について
 - (2) 本計画の策定について
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 対象とする事務・事業の範囲
 - (2) 本計画の対象となる温室効果ガス

第2章 温室効果ガスの排出状況と目標

- 1 基準年度における温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 温室効果ガスの総排出量削減に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 目標達成のための取組

- 1 省エネルギーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ①電気使用量の削減
 - ②燃料使用量の削減
- 2 省資源の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ①水道使用量の削減
 - ②紙類使用量の削減
- 3 廃棄物の減量・リサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 グリーン購入の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 環境に配慮した設計、施工、維持管理の推進・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 環境に対する職員の意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 計画の推進と点検・評価

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 推進体制
- 2 実施状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 市民等への公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

参考 <関係用語説明>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

※ 基準年度（平成18年度）のCO₂排出量については、平成21年6月に見直しを行いました。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題について

地球温暖化は加速している

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年2月に公表した第4次評価報告書によれば、大気や海水の温度上昇、海面水位の上昇、北極海の海水面積は近年急速に減少し、永久凍土の融解も進んでいることなどから、地球が温暖化していることに疑う余地はありません。また、温暖化や大気中の水蒸気の増加とともに、集中豪雨が世界的に増加する一方、干ばつの影響を受ける地域も増加しつつあり、さらに台風やハリケーンなどの熱帯低気圧の強度が増していることも示されています。

人為的な影響は明らか

20世紀半ば以降に観測された地球温暖化は、人間の活動によって排出された温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性がかなり高く、特に、ここ50年の世界的な気候変化が、自然の変動だけで引き起こされた可能性は極めて低いとされています。

このままでは危機的状況が生まれる

IPCCで検討された将来予測のうち、引き続き化石燃料に依存しつつ、高い経済成長を目指す社会が続いた場合、今世紀末には、平均気温の上昇は最大で6.4℃に達し、海水面の上昇は最大で59cm上昇すると予測されています。さらに、多くの研究によれば、気候変化がさらなる温室効果ガスの排出を招くという悪循環が生じることも示されています。

つまり、温暖化が進行すると地球の気候の不安定さが大きくなり、異常気象の頻度が増加することが危惧されているのです。

人間と地球との共存を

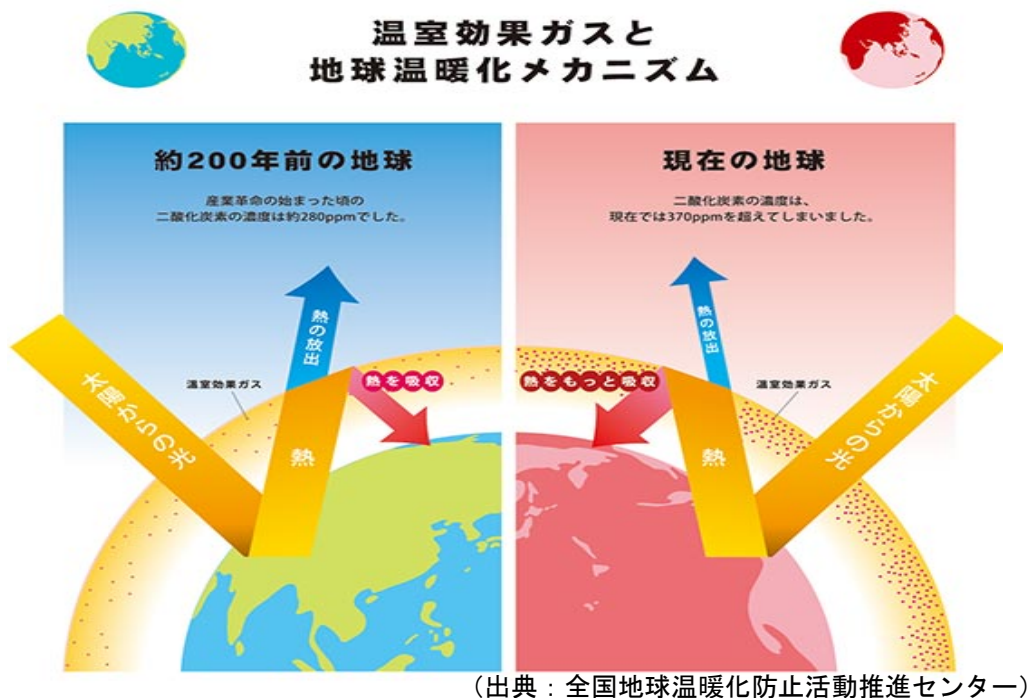
地球温暖化が人間社会に及ぼす影響は重大であるといえます。

この100年間における0.74℃の気温上昇が全世界で様々な影響を与えたことに鑑みれば、温室効果ガスを現在と同レベルで排出し続けることの危険性は明らかです。

地球上の各地の生態系は、こうした急激な変化に順応することができず、死滅のリスクにさらされる生物種が増え、大規模な水不足、農業への打撃、感染症の増加、自然災害の激化など様々な悪影響が複合的に生じるおそれが強いといわれています。

このような事態は人類生存の危機であり、ましてや、こうした環境を子どもたちに絶対残してはなりません。

【参考】



(2) 本計画の策定について

京都議定書の発効

1997年に地球温暖化防止京都会議が開催され、地球温暖化防止の方策や先進諸国の温室効果ガス排出量の削減量などについて協議した「京都議定書」が採択されました。この中で日本は“2008年から2012年までの間に温室効果ガス排出量を1990年比6%削減する”ことを目標に掲げ、世界に向けて約束しており、ロシアの批准によって2005年2月に「京都議定書」が発効しました。

目標達成に向けて

しかしながら、2005年度の二酸化炭素(CO₂)の総排出量は、日本が掲げた達成目標とは逆に、7.7%増加するという結果となり、このままでは達成することがたいへん困難な状況となっています。

政府の京都議定書目標達成計画は、産業や民生などの部門別に分けて、それぞれ二酸化炭素削減目標を立てていますが、産業部門においては、徐々に排出量が減っているのに対し、民生部門(事務所ビルや小売業などの業務部門と家庭部門)の排出量は、大幅に伸びている状況です。

日本が「温室効果ガス排出量6%削減」の公約を達成するためには、決して国や産業経済界などだけが取り組みを進めれば達成できるというものではありません。

本計画は、本市も、地域の一事業者として本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制すると同時に、市民及び事業者等に対し、地球温暖化について幅広く情報の提供と周知を行い、地域全体への普及に努めていくために策定するものです。

2 計画の目的

市自らが地域の一事業者として、職員は一市民として、地球温暖化防止に向けた行動に率先して取り組むことにより、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的とします。

また、地球温暖化防止に関する市民及び事業者等の意識の向上及び積極的な行動を促進することによって、市全域における温室効果ガス排出量の削減につながることを期待します。

<計画策定に期待される主な効果>

- 本市内における温室効果ガス排出抑制への寄与
- グリーン購入の積極的な導入による循環型社会構築への寄与
- 省エネルギー・省資源に取り組むことによる光熱費等の事務経費の削減
- 自らの経験の蓄積及び市民及び事業者に対するより効果的な情報提供や助言

3 計画の期間

本計画の期間は、平成20年（2008年）度から平成24年（2012年）度までの5年間とし、基準年度は平成18年（2006年）度とします。

また、本計画は、本市の温室効果ガスの排出状況や社会状況の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】
平成20年度 ～ 平成24年度
(2008年度 ～ 2012年度)
5年間

4 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本計画の削減目標の対象とする範囲は、原則として、本市が直接実施する全ての事務・事業を対象としますが、市が事業者や公益法人、公社等に委託して行う事務・事業については、実行計画策定マニュアル（平成19年3月 環境省地球環境局）の規定に基づき、削減目標の対象範囲から除くこととします。

なお、施設が持つ目的のため人為的操作が及ばない廃棄物処理施設、上水道施設、下水道施設については、削減目標の対象範囲から除くこととします。

ただし、温室効果ガスの排出抑制に関する措置の実施が可能なものについては、管理者及び受託者等に対して排出抑制に必要な措置を講ずるよう要請することとします。

(2) 本計画の対象となる温室効果ガス

本計画では、地球温暖化の最大の原因物質である二酸化炭素のみを対象とします。

ただし、本計画の実施状況等を踏まえながら、対象となる温室効果ガスの追加を検討していくこととします。

【参考】＜温室効果ガス6物質＞

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが <u>全温室ガスの9割を占め、温暖化への影響が大きい。</u>	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

(出典：環境省地球環境局「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル」)

第2章 温室効果ガスの排出状況と目標

1 基準年度における温室効果ガスの排出状況

表 - 1 のとおり、基準年度である平成18年（2006年）度の市の事務・事業に伴う二酸化炭素（CO₂）の総排出量は、9,456,420 kg-CO₂となっており、電気使用量が全体の約6割を占めている状況です。

また、参考としてエネルギー項目別の排出量割合を、図 - 1 に示します。

表 - 1 エネルギー項目別使用量及びCO₂排出量

エネルギー項目	平成18年度実績			
	使用量 - ①		CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂) (①の二酸化炭素換算)	割合 (%)
ガソリン	(リットル)	106,237	246,646	3%
灯油	(リットル)	207,731	517,141	5%
軽油	(リットル)	56,517	148,032	2%
A重油	(リットル)	714,714	1,936,610	20%
LPG	(リットル)	92,802	278,433	3%
都市ガス	(m ³)	128,452	258,321	3%
電気	(kWh)	10,939,167	6,071,237	64%
合計			9,456,420	100%

図 - 1 エネルギー項目別CO₂排出量の割合

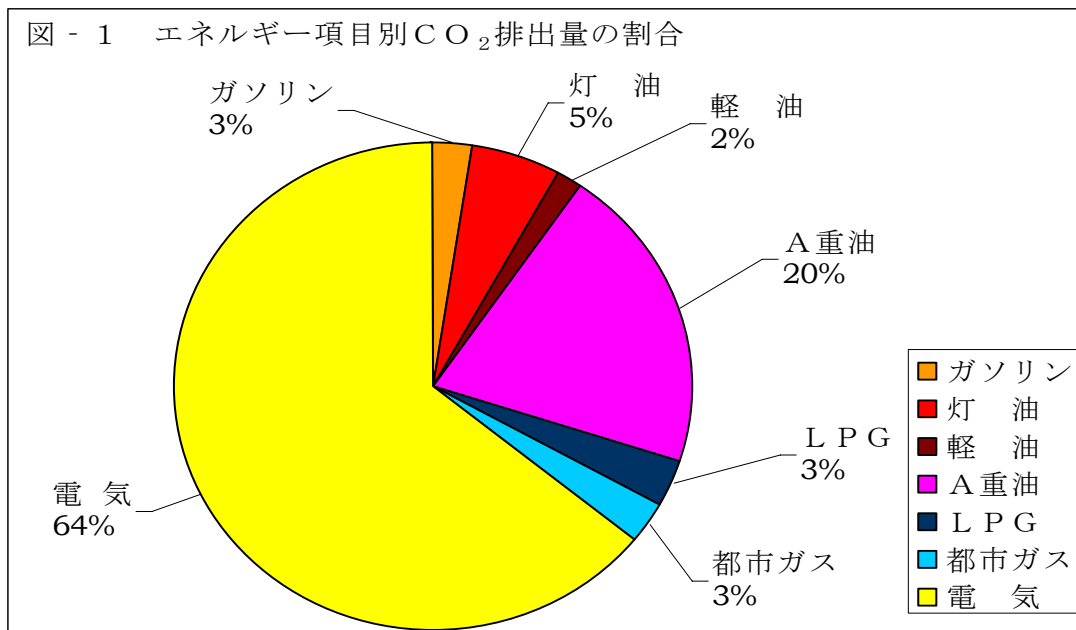


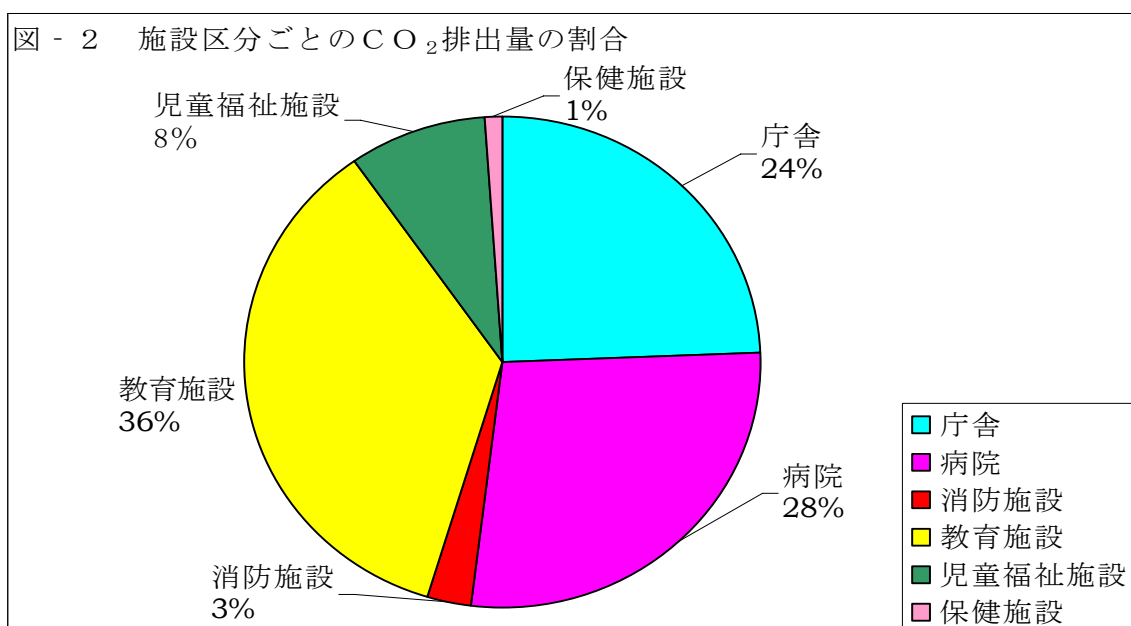
表 - 2 に、施設区分ごとの二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量を示し、その排出量の割合を図 - 2 に示します。

排出量の割合については、各庁舎（本市は分庁舎方式）が 24 パーセント、市民病院が 28 パーセント、小・中学校などの教育施設が 36 パーセントと大きな割合を占めています。

表 - 1 及び図 - 1 に示した二酸化炭素の排出要因である全エネルギー項目中、約 6 割を占める電気使用量については、全ての施設に共通する取組事項であり、燃料使用量については、各施設の使用状況に応じた取組が必要といえます。

表 - 2 施設区分ごとの CO₂ 排出量及びエネルギー使用量

施設等の区分	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	燃料						電気 (kWh)
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	都市ガス	
		(リットル)	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(kg)	(m ³)	
庁舎	2,270,894	76,578	3,965	47,843	61,225	390	42,466	3,072,895
病院	2,578,551	1,749	0	0	229,919	0	45,659	3,350,762
消防施設	294,474	24,655	3,485	8,674	6,000	15,064	0	260,153
教育施設	3,426,753	94	162,852	0	358,640	38,554	22,713	3,401,777
児童福祉施設	780,064	0	31,953	0	53,630	36,338	10,098	767,334
保健施設	105,684	3,161	5,476	0	5,300	2,456	7,516	86,246
合計	9,456,420	106,237	207,731	56,517	714,714	92,802	128,452	10,939,167



2 温室効果ガスの総排出量削減に関する目標

本計画では、平成18年度を基準年度とし、目標年（平成24年）度において、本市の事務事業から排出する温室効果ガスの排出量の削減目標を以下のとおり定めます。

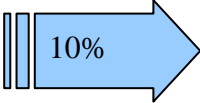
平成24年（2012年）度における温室効果ガス総排出量（二酸化炭素）を平成18年（2006年）度排出量に比べて10パーセント削減します。

	平成18年度 【基準年度】	平成24年度 【目標年度】
温室効果ガスの排出量	9,456,420 kg-CO ₂	8,510,778 kg-CO ₂
温室効果ガスの削減量	基準年度	945,642kg-CO ₂
温室効果ガスの削減率	基準年度	10%

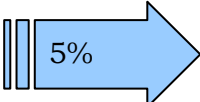
なお、CO₂排出量への換算を行わない水道使用量、紙類（用紙、封筒）使用量、可燃ごみ排出量については自主削減取組項目とし、それぞれ5パーセントの削減を目標とします。下表において、各エネルギー項目及び水道使用量、紙類使用量、可燃ごみ排出量の削減目標の内訳を示します。

表 - 3 削減目標の内訳

【CO₂排出量換算エネルギー項目】

	排出量 (kg-CO ₂)		
	平成18年度 【基準年度】	削減率	平成24年度 【目標年度】
ガソリン	246,646		221,981
灯油	517,141		465,427
軽油	148,032		133,229
A重油	1,936,610		1,742,949
LPG	278,433		250,590
都市ガス	258,321		232,489
電気	6,071,237		5,464,113
合計	9,456,420		8,510,778

【自主削減取組み項目】

	平成18年度 【基準年度】	削減率	平成24年度 【目標年度】
水道使用量 (m ³)	379,971		360,972
紙類使用量 (枚)	15,574,914		14,796,168
可燃ごみ排出量※1 (kg)	196,487		186,662

※1 可燃ごみ排出量は平成19年度推計値。

第3章 目標達成のための取組

本計画の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、次に掲げる取組を推進していきます。

- 1 省エネルギーの推進〔①電気使用量の削減 ②燃料使用量の削減〕
- 2 省資源の推進〔①水道使用量の削減 ②紙類使用量の削減〕
- 3 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- 4 グリーン購入の推進
- 5 環境に配慮した設計、施工、維持管理の推進
- 6 環境に対する職員の意識の向上

取り組み項目		具体的な行動例
1 省エネルギーの推進	① 小まめな消灯の徹底	<input type="checkbox"/> 窓口付近を除く昼休みの消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> 始業前の部分照明（一部消灯）を推進する。 <input type="checkbox"/> 窓際で明るい場合は消灯する。 <input type="checkbox"/> 残業時、不要な場所の消灯を徹底する。 <input type="checkbox"/> 休憩室、トイレ、会議室等は、使用时以外は点灯しないよう徹底する。
	環境へ配慮した器具への切り替え	<input type="checkbox"/> 高効率ランプ・省エネ蛍光管の使用を推進する。 <input type="checkbox"/> 白熱電球を蛍光灯タイプへの交換を推進する。 <input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な清掃を行う。
	冷暖房機器の温度調節・管理の徹底	<input type="checkbox"/> 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃を徹底する。 <input type="checkbox"/> 冷暖房の運転は時間を限り、稼働時間を必要最小限に抑える。 <input type="checkbox"/> 各施設の状況に応じ、階ごとの担当者を決めるなど、適正な温度管理に努める。 <input type="checkbox"/> 夏場はクールビズ、冬場はウォームビズを実践する。 <input type="checkbox"/> 直射日光や輻射熱、冷気を遮るためにカーテンやブラインドを上手に使う。
	OA機器の小まめな省エネ	<input type="checkbox"/> 複合機等は節電モードを設定し、節電モードへの移行時間はできるだけ短くする。 <input type="checkbox"/> 外出時や会議などで長時間使用しない場合は、パソコンの電源を切る。

		<input type="checkbox"/> サーバー内や各端末内の不要なファイルを削除するなどし、電子データの整理を徹底する。 <input type="checkbox"/> OA機器を更新する際は、省エネタイプを優先する。
	エレベーターの効率的運転	<input type="checkbox"/> エレベーターの使用は、荷物運搬時や体調不良時などに限り、原則として職員は使用しない。 <input type="checkbox"/> 勤務時間外は、支障のない範囲内でエレベーターの運転を停止する。
	その他電気使用する取り組み	<input type="checkbox"/> 常時使わない電気製品については、コンセントを抜いておくよう徹底する。 <input type="checkbox"/> 業務に関係のない電気製品を持ち込まない。また、庁舎等に備え付けの冷暖房設備以外に、扇風機や電気ストーブ等をむやみに使わない。 <input type="checkbox"/> ノー残業デーの取組を徹底する。 <input type="checkbox"/> 夜間、開放利用している施設等については、必要以上に電気使用を抑えるよう管理を徹底する。
② 燃料使用量の削減	暖房機器の温度調節・管理の徹底	<input type="checkbox"/> 暖房時の室温は20℃管理を徹底する。 <input type="checkbox"/> 灯油ストーブはこまめな点火・消火を徹底する。 <input type="checkbox"/> 冷気を遮るために、ブラインドやカーテンを上手に使う。 <input type="checkbox"/> 熱交換器や空調機器等は、こまめに掃除する。 <input type="checkbox"/> 暖房機器に頼らず、ひざ掛けや重ね着をするなど、ウォームビズを実践する。
	エコ・ドライブの推進	<input type="checkbox"/> 急発進、急加速をせず、安全運転をする。 <input type="checkbox"/> 人待ちや荷物の積み下ろし時などは、アイドリング・ストップをする。 <input type="checkbox"/> 車内に不要な荷物を積みっぱなしにしない。 <input type="checkbox"/> 他庁舎等で開催される会議や研修へ出向く際は、できるだけ相乗りをする。 <input type="checkbox"/> タイヤ空気圧等、運行前・運行後の点検をしっかりと行う。
	低公害車等の積極的導入	<input type="checkbox"/> 公用車の購入やリースの際は、できるだけ低公害車（ハイブリット車等）又は、低排出ガス車を選ぶ。 <input type="checkbox"/> 近距離移動においては、公用車の利用を控えるため自転車の導入を検討する。

	<p>その他燃料使用量削減に関する取り組み</p>	<p><input type="checkbox"/>給湯器を使うとき、お湯を流しっぱなしにしない。</p> <p><input type="checkbox"/>ガスコンロでお湯を沸かすときは、沸騰させすぎないように注意する。</p>
2 省資源の推進	① 水道使用量の削減	<p><input type="checkbox"/>手洗いや歯磨きのとき水を流しっぱなしにしない。</p> <p><input type="checkbox"/>湯のみのコップなどを洗う際は溜め洗いを心がける。</p> <p><input type="checkbox"/>水道水圧を調整し、蛇口の出水量を抑える。</p> <p><input type="checkbox"/>給湯は、日常の必要水量を見込み、必要分のみの給湯に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>節水コマの取付けや節水バルブ等の水量調整器具の取付けを進める。</p> <p><input type="checkbox"/>トイレ用擬音装置の設置を検討する。</p> <p><input type="checkbox"/>配管等からの漏水がないか小まめに点検する。</p>
	雨水利用等の推進	<p><input type="checkbox"/>芝生や植木等への散水は、地下水や雨水等の水道水以外の水を利用する。</p> <p><input type="checkbox"/>雑用水としての利用を促進するため、雨水貯留タンク等の設置を検討する。</p>
	② 紙類使用量の削減	<p><input type="checkbox"/>両面コピー及び両面印刷を徹底する。</p> <p><input type="checkbox"/>電子メール等を活用し、各種照会や申請等のペーパーレス化を図る。</p> <p><input type="checkbox"/>画面で確認すれば済むものはむやみに印刷せず、回覧で済むものは各自で印刷しない。</p> <p><input type="checkbox"/>コピー機の利用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。</p> <p><input type="checkbox"/>パソコンから印刷する前に必ずプレビュー画面で確認し、ミスプリントを防止する。</p> <p><input type="checkbox"/>印刷物等は、注文しすぎないようにする。</p> <p><input type="checkbox"/>会議資料等はできるだけ簡素化を図る。</p> <p><input type="checkbox"/>ファックス送信票はできるだけ省略する。</p> <p><input type="checkbox"/>片面が使える不用紙は、積極的に使用する。</p>
	空き封筒の発生抑制と積極的利用	<p><input type="checkbox"/>封筒の利用をできるだけ避け、空き封筒を増やさないように努める。</p> <p><input type="checkbox"/>庁舎（出先）相互及び県庁への文書メール便で封筒を利用するときは、空き封筒を利用する。</p>

	分別の徹底	<input type="checkbox"/> 紙類の分別を徹底するために回収ボックス等を設置し、リサイクルを推進する。
3 廃棄物の減量・リサイクルの推進	ごみの発生・排出抑制	<input type="checkbox"/> 紙くず類を入れるごみ箱（袋）は各部署に1つを目安として、職員個々のごみ箱（袋）を持たない。 <input type="checkbox"/> 使い捨てや過剰包装製品の購入・利用を控える。 <input type="checkbox"/> 納入業者から出る梱包資材は、できるだけ納入業者に引き取らせるようにする。 <input type="checkbox"/> 備品等は、できるだけ共同使用するとともに、長期使用に心がける。 <input type="checkbox"/> 詰め替え可能な製品等を積極的に使用する。 <input type="checkbox"/> コンビニ弁当や出前では、できるだけ割り箸を使用せず、箸の持参を心がける。（マイはしの推進） <input type="checkbox"/> ドッチファイルやデータバイnder類は、できるだけ書類を入れ替えて同じものを使い回す。
	ごみ分別の推進	<input type="checkbox"/> 事務用紙、新聞紙、ダンボール、雑誌類等を分別し、資源化を図る。 <input type="checkbox"/> ペットボトルや空き缶、ガラスびんなどの各種容器包装廃棄物の分別を徹底する。 <input type="checkbox"/> ごみ分別を行いやすくするため、回収容器を充実させる。（現在使っているごみ箱を利用する。ダンボール箱に袋を入れて利用するなどの工夫が必要。むやみに購入しない。）
4	グリーン購入の推進	<input type="checkbox"/> グリーン購入法に基づくグリーン調達方針を早期に策定し、方針に沿った予算要求及び運用を行う。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した製品を積極的に購入する。 <input type="checkbox"/> 物品の必要性を十分に考え、適正な数量の予算要求及び購入を行う。 <input type="checkbox"/> 再生材料や再生しやすい材料を使用している物品を積極的に購入する。

<p>5 環境に配慮した設計、施工、維持管理の推進 〔主に施設建設・管理担当課〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> □施設の長寿延命化を図る。 □植木や緑のカーテン、屋上緑化など、可能な範囲において緑化を推進する。 □可能な限り、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギーなど、新エネルギーを活用した設備導入を推進する。 □廃熱利用やコージェネレーションシステムのエネルギー使用の合理化が図られる設備導入を推進する。 □断熱性や気密性の高い工法や資材を取り入れ、直射日光や輻射熱、冷気の侵入防止を図る。 □雨水浸透工法を採用し、地下水保全に努める。 □汚泥、建設廃材、建設残土等の再利用を推進する。 □E S C O等の省エネルギー事業の導入を図る。
<p>6 環境に対する職員の意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> □本計画に基づき職場で行動していることは、家庭生活でも実践し、地域の資源回収や環境美化活動に積極的に参加する。 □ノーマイカーデーの取組を推進し、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用する。 □日常の身近な行動である買物時のマイバッグ利用（レジ袋を断る）に率先して取り組む。（※他者の目に映る行動であり、普及効果が期待できる。） □環境に関する講演会やシンポジウム等に積極的に参加する。

第4章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進体制

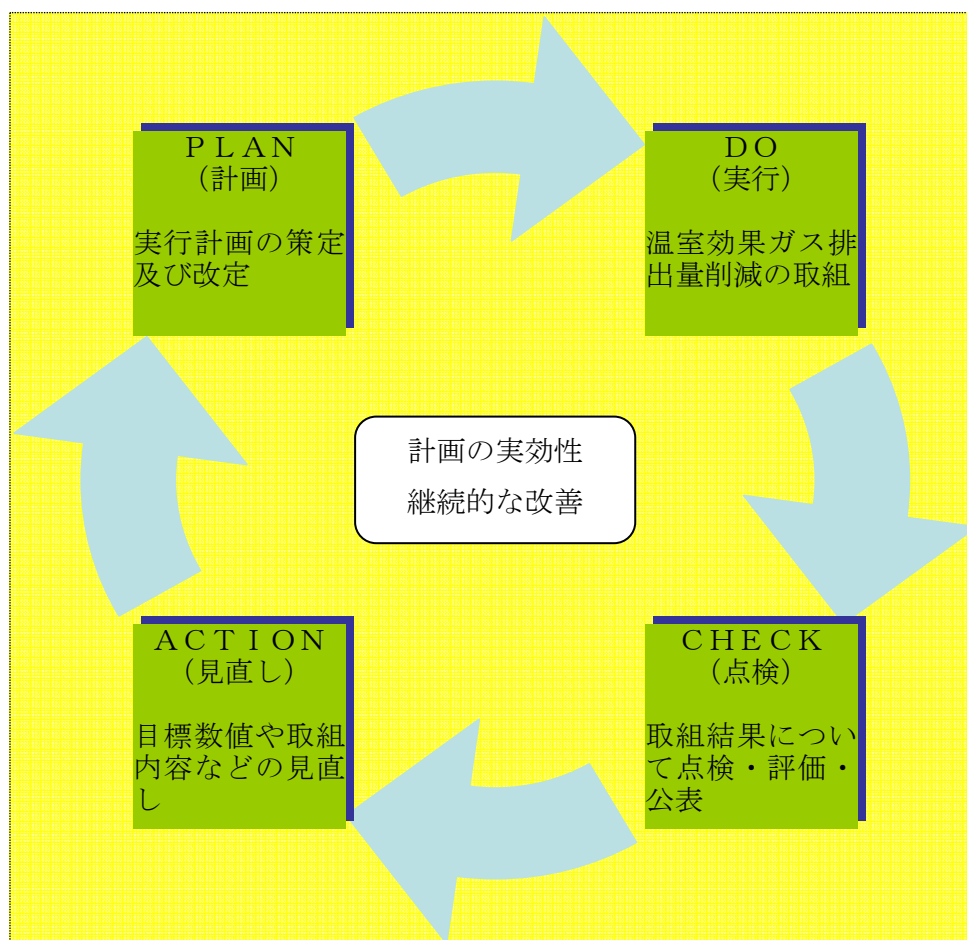
(1) 基本的な考え方

実行計画で定めた削減目標を達成するためには、実行計画に掲げた取組を職員一人ひとりが自らの事務・事業を行う中で実践する必要があります。

そのため、運用の仕組みとして環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、PDCAサイクル（Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕）により、実行計画に掲げた取組項目の進行状況を把握し、目標に沿った運用になっているか確認を行うとともに、目標とのギャップがある場合はその原因が何であるかを分析・評価し、さらなる改善につなげていきます。

また、実行計画を継続的なものとするため、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら、取組を実践していきます。

図 - 3 実行計画のPDCAサイクルイメージ

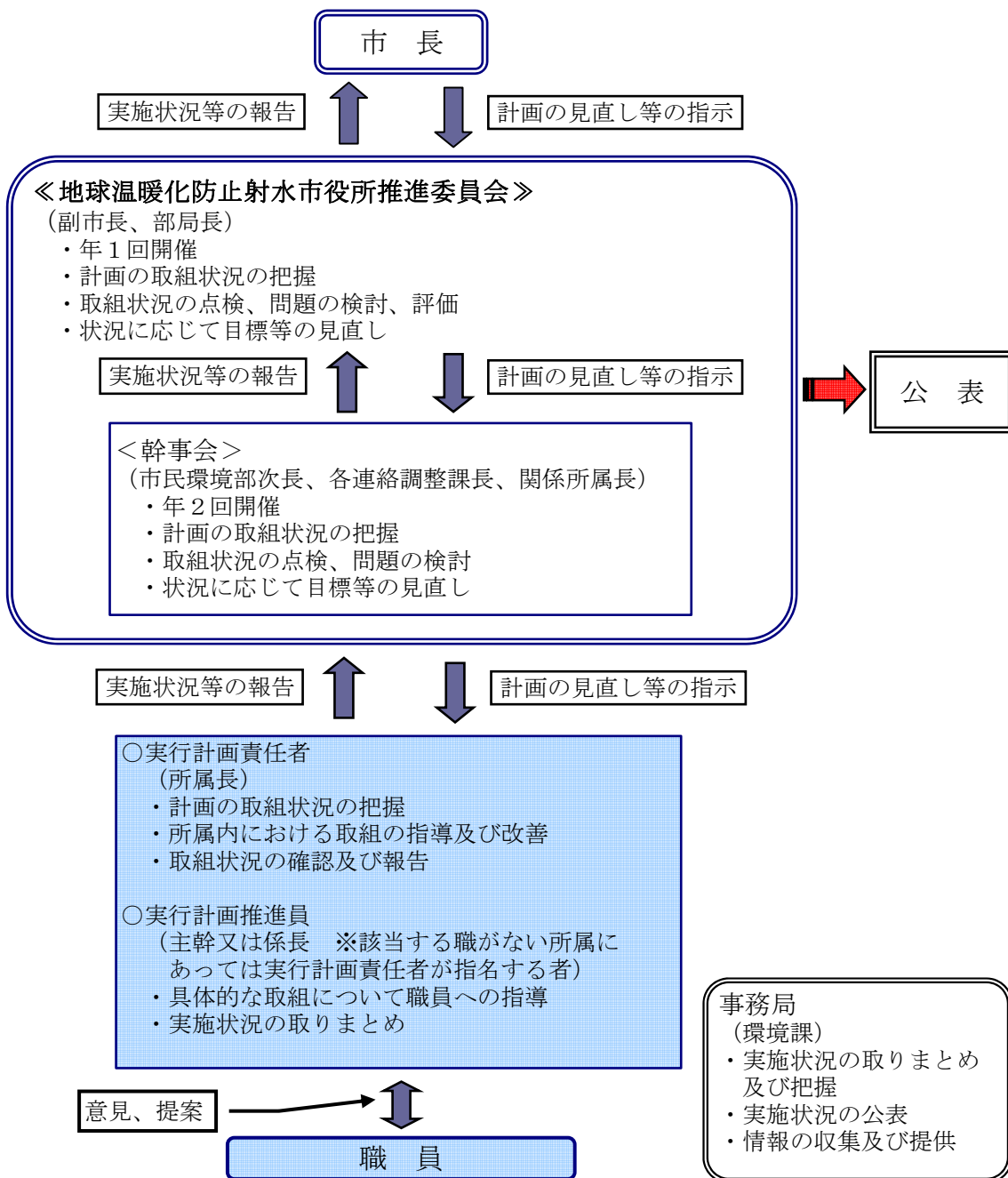


(2) 推進体制

本計画の推進は、地球温暖化防止射水市役所推進委員会を中心に、温室効果ガスの排出量削減に取組、削減目標の達成に向け、継続的に改善していくものとします。

また、計画の実効性を高めるため、関係所属ごとに実行計画責任者及び実行計画推進員を設置し、計画の目標達成に向けた取組の充実及び強化を図り、全庁的な取組を推進していきます。

図 - 4 推進体制



2 実施状況の点検・評価

- ・ 実行計画推進員及び実行計画責任者は、定期的にエネルギー消費状況等について事務局に報告します。
- ・ 事務局は、各課等の取組状況等について推進委員会へ報告します。
- ・ 推進委員会は、各課の取組状況等を点検、評価し、計画の推進と改善を図るとともに、必要に応じて計画の変更を行います。

3 市民等への公表

温室効果ガスの総排出量、分析結果、実行計画の見直し等について、広報やホームページなどを活用して毎年公表します。

4 職員に対する研修等

職員等の自覚、環境に関する知識の蓄積及び意識向上を図るため、必要に応じて研修会の実施や情報提供を行います。

参考 《関係用語説明》

*温室効果

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体（温室効果ガス）が温室効果をもたらす。

*温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF₆が削減対象の温室効果ガスと定められた。

*海面上昇

地球温暖化による影響の一つ。地球温暖化により、主に海水温があがり海水が膨張し、また、地球の両極の氷が融けることにより海面が上昇する現象。海拔の低い島嶼諸国での冠水被害や砂浜の流出などが危惧されている。

*化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質

*気候変動

全球の大気の組成を変化させる人間活動が直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

*気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行う公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。ほぼ5～6年おきに世界中の約1,000人の科学者・専門家が参加・検討して「評価報告書」をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供している。1990年に第1次評価報告書、1995年に第2次評価報告書、2001年に第3次評価報告書をまとめ、2007年に第4次評価報告書が発表された。

***京都議定書**

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は2008年から2012年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束した。

***グリーン購入**

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

***コージェネレーション**

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コージェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

***COP**

気候変動枠組条約（FCCC）の締約国による会議。1995年ドイツのベルリンで第1回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。1997年京都で開催されたCOP3では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

***自然エネルギー**

経済協力開発機構（OECD）の定義によれば、通常、地熱、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、バイオマス及び廃棄物の燃焼から得られるエネルギーのこと。再生可能なエネルギー及び廃棄物利用によるリサイクルエネルギーから構成される。

***新エネルギー**

太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池やクリーンエネルギー自動車などの従来型エネルギーの新利用形態などからなるエネルギーの新しい概念。新エネルギーは、通商産業省により、「石油危機によって問題となった石油への高度な依存を減らすため従来型以外のエネルギーを利用する」という思想から定義付けられた。

***待機電力**

家電機器などを使用していない状態で消費される電力。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されている。

***低公害車**

大気汚染物質の排出が少ない自動車。天然ガス車、電気自動車、メタノール車のほか、燃料電池搭載車など

***燃料電池**

反応をコントロールしながら水素と酸素などから電気を取り出すシステム。近い将来電気自動車への搭載が期待されている。

***バイオマス**

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

***パークアンドライド**

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。

***ヒートアイランド現象**

都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温は周辺部より高くなっている。等温線を引くと、都心部を中心とした島のようになり熱の島のようなことから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

***約束期間**

温室効果ガスの削減目標を達成しなければいけない定められた期間。京都議定書では最初の約束期間を2008年から2012年の5年間としている。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター